

改正後	改正前
○藤沢市子ども・子育て会議条例 平成25年6月27日条例第5号 改正 令和5年2月24日条例第29号 藤沢市子ども・子育て会議条例 <u>(設置)</u> <u>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、及びこども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいう。次条第1項第3号において同じ。）の推進を図るため、藤沢市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。</u> <u>(所掌事務)</u> <u>第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。</u> <u>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項の認可にあたっての意見に関すること。</u> <u>(2) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画に関すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、こども施策の総合的かつ計画的な推進に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。</u> (委員) 第3条 会議は、委員25人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 市民 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 学校教育に従事する者	○藤沢市子ども・子育て会議条例 平成25年6月27日条例第5号 改正 令和5年2月24日条例第29号 藤沢市子ども・子育て会議条例 <u>(趣旨)</u> <u>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に規定する合議制の機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(設置)</u> <u>第2条 法第72条第1項に規定する合議制の機関として、この市に藤沢市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。</u> (委員) 第3条 会議は、委員25人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 市民 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 学校教育に従事する者

改正後	改正前
(4) 主任児童委員 (5) 事業主を代表する者 (6) 労働者を代表する者 (7) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 (8) 市職員 (9) その他市長が必要と認める者 (委員の任期) 第4条 委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、委嘱された委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (専門委員) 第5条 市長は、会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間とする。 (委員長及び副委員長) 第6条 会議に委員長及び副委員長1人を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員(専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。次条第2項及び第3項、第8条第2項及び第4項並びに第10条において同じ。)の互選によって定める。 3 委員長は、会務を総理し、会議を代表し、会議の議長となる。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第7条 会議は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長がこれを行う。	(4) 主任児童委員 (5) 事業主を代表する者 (6) 労働者を代表する者 (7) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 (8) 市職員 (9) その他市長が必要と認める者 (委員の任期) 第4条 委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、委嘱された委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (専門委員) 第5条 市長は、会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間とする。 (委員長及び副委員長) 第6条 会議に委員長及び副委員長1人を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員(専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。次条第2項及び第3項、第8条第2項及び第4項並びに第10条において同じ。)の互選によって定める。 3 委員長は、会務を総理し、会議を代表し、会議の議長となる。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第7条 会議は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長がこれを行う。

改正後	改正前
2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。	2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(部会)	(部会)
第8条 会議に部会を置くことができる。	第8条 会議に部会を置くことができる。
2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。	2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。	3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。	4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「部会」と、同条第2項中「会議は」とあるのは「部会は」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員（専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。）」と読み替えるものとする。	5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「部会」と、同条第2項中「会議は」とあるのは「部会は」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員（専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。）」と読み替えるものとする。
(関係者の出席等)	(関係者の出席等)
第9条 委員長又は部会長は、それぞれ会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。	第9条 委員長又は部会長は、それぞれ会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。
(秘密の保持)	(秘密の保持)
第10条 委員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。	第10条 委員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
(委任)	(委任)
第11条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。	第11条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。
附 則 この条例は、平成25年7月1日から施行する。	附 則 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

改正後	改正前
附 則（令和５年２月24日条例第29号） この条例は、令和５年４月１日から施行する。 附 則 この条例は、令和７年４月１日から施行する。	附 則（令和５年２月24日条例第29号） この条例は、令和５年４月１日から施行する。